長建協発第４０２号
令和８年１月５日

下請契約約款購入者(利用者)の皆様へ

一般社団法人長崎県建設業協会
会　長　　根〆眞悟
［公印省略］

「個別工事下請契約約款」「工事下請基本契約書」R7 年 12 月建設業法に伴う
取り扱いに係るお知らせ
（全建書頒会）

かねてより、本会業務の円滑な運営等につきましては、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記様式について、別添の通り取り扱うこととなった旨、全建書頒会より通知がありましたのでお知らせ申し上げます。

本会では窓口販売時に全建書頒会より受領した書面「新旧対照表」をお渡しいたします。「個別工事下請契約約款」、「工事下請基本契約書」をご使用の際に添付の上、ご契約いただきますよう、お願い申し上げます。
（全国建設業協会ホームページ内の全建書頒会バナーからもダウンロードが可能です。）

また、令和 2 年 4 月版の在庫をお持ちの方は、これまで添付いただいていた「特約の例」（令和 6 年 12 月のお知らせ）は今回の書面「新旧対照表」に内容が反映されていますので、以前の「特約の例」の添付は不要です。

なお、全建書頒会よりいただいた通知文書等には、「本年 12 月 12 日に施行」とありますが、**2025 年 12 月 12 日から現在までに取り交わされたご契約において、**「新旧対照表」を印刷・添付して契約をやり直す必要はあるか。というお問い合わせがありました。

上記の件につきまして、販売元の全建書頒会に確認いたしましたところ、新旧対照表を添付せずに契約を交わしても、違法になることはないので、契約をやり直す必要はありません。ただし、契約者間で「新旧対照表」を添付した上できちんと契約をしたいという、

ご希望があれば、契約のやり直しを行っていただいても構いません。とのことでした。
今後は、「新旧対照表」を添付し契約を取り交わしていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

また、契約書や「新旧対照表」内に記載されている内容についてのお問い合わせにつきましては、販売元である全建書頒会へお問い合わせいただけますと幸いです。

全建書頒会 TEL：03-6280-4780　（電話対応時間：10:00～16:00）

2025 年 12 月

下請契約約款購入者（利用者）の皆様へ

全建書頒会

下請契約約款等の改正について（お知らせ）

時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

改正建設業法（令和６年６月公布）が本年１２月１２日に全面施行され、同時に中央建設業審議会の建設工事標準下請契約約款（以下、「中建審約款」という。）も改正されました。

これを踏まえ、現在全建書頒会で頒布している「工事下請基本契約約款」又は「個別工事下請契約約款」（以下、これらを総称して「書頒会約款」という。）について、中建審約款の改正により変更された内容に準じてこれらの約款の内容を変更する「新旧対照表」を作成いたしました。

つきましては、書頒会約款を使用する場合には、この「新旧対照表」を特約として当該約款に添付してご活用いただきますようお願いいたします。（全国建設業協会ホームページ内の全建書頒会バナーからもダウンロードできます。）

なお、現行の書頒会約款の改定及び頒布の時期については現時点で未定となっております。

書頒会約款をご利用いただいている皆様には大変お手数をお掛けいたしますが、何卒よろしくお願い申し上げます。

注：１．新旧対照表には、「工事下請基本契約約款」用と「個別工事下請契約約款」用の２種類がありますので、使用する約款に応じてご利用下さい。

２．新たに追加された「適正な労務費の確保等」に係る条項については、(A) 又は (B) を選択し、使用しない条項は削除して下さい。また、(A)、(B) の何れも使用しない場合は全てを削除して下さい。

新旧対照表（工事下請基本契約約款の内容の一部を変更する特約）

変更後（令和７年12月12日以降）	変更前
第４条（請負代金内訳書及び工程表）　（略） ２　請負代金内訳書には、材料費、労務費、法定福利費（建設工事に従事する者の健康保険料等の事業主負担額をいう。）、安全衛生経費（建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（平成二十八年法律第百十一号）第十条に規定する建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する経費をいう。）並びに建設業退職金共済契約（中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）第二条第五項に規定する特定業種退職金共済契約のうち、建設業に係るものをいう。）に係る掛金を明示するものとする。 ［注］「健康保険料等」とは、健康保険料、介護保険料、厚生年金保険料、子ども・子育て拠出金、雇用保険料をいう。	第４条（請負代金内訳書及び工程表）　（略） ２　請負代金内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。
第４条の２（A）（適正な労務費の確保等）　元請負人及び下請負人は、請負代金内訳書に明示される労務費が、労務費に関する基準（建設業法第三十四条第二項に基づき中央建設業審議会が勧告する基準をいう。以下同じ。）を踏まえた適正な労務費であることを確認する。 ２　元請負人は、前項の請負代金内訳書に明示された労務費を含む請負代金額を下請負人に支払わなければならない。 ３　下請負人は、次に掲げる事項を行わなければならない。 一　適正な賃金をその雇用する技能者に支払うものとすること。 二　労務費に関する基準を踏まえた適正な労務費を直接下請契約を締結する者（次号において「再下請負人」という。）に支払うものとすること。 三　再下請負人との間で、次に掲げる事項を約する契約を締結すること。 イ　再下請負人が適正な賃金をその雇用する技能者に支払うこと。 ロ　再下請負人が労務費に関する基準を踏まえた適正な労務費を当該再下請負人が直接下請契約を締結する者（ハにおいて「再々下請負人」という。）に支払うこと。 ハ　再下請負人が、再々下請負人との間で、工事下請基本契約約款第４条の２に定める事項を含む契約を締結すること。 ニ　下請負人からの求めに応じて、イ及びロの支払並びにハの契約を締結したことに関する書面を提出すること。 ４　元請負人は、下請負人に対して、適正な労務費の確保等のためその他必要があると認められるときは、理由を付して、相当の期間を定めて、次に掲げる書面の提出を求めることができる。 一　前項第一号の支払に関する書面 二　前項第二号の支払に関する書面 三　前項第三号の契約を締結したことに関する書面 ［注］第一号の書面としては、賃金を支払った旨の誓約書、第二号及び第三号の書面としては、下請負人と再下請負人との間の下請契約の契約書の写しの該当部分などが該当する。 ５　下請負人は、前項の規定による請求があったときは、前項各号に掲げる書面を提出するものとする。	（新設）
第４条の２（B）（適正な労務費の確保等）　元請負人及び下請負人は、請負代金内訳書に明示される労務費が、労務費に関する基準（建設業法第三十四条第二項に基づき中央建設業審議会が勧告する基準をいう。以下同じ。）を踏まえた適正な労務費であることを確認する。 ２　元請負人は、前項の請負代金内訳書に明示された労務費を含む請負代金額を下請負人に支払わなければならない。 ３　下請負人は、次に掲げる事項を行わなければならない。 一　適正な賃金をその雇用する技能者に支払うものとすること。 二　労務費に関する基準を踏まえた適正な労務費を直接下請契約を締結する者に支払うものとすること。 ４　元請負人は、下請負人に対して、適正な労務費の確保等のためその他必要があると認められるときは、理由を付して、相当の期間を定めて、次に掲げる書面の提出を求めることができる。 一　前項第一号の支払に関する書面 二　前項第二号の支払に関する書面 ［注］第一号の書面としては、賃金を支払った旨の誓約書、第二号の書面としては、下請負人と当該下請負人が直接下請契約を締結する者との間の下請契約の契約書の写しの該当部分などが該当する　。 ５　下請負人は、前項の規定による請求があったときは、前項各号に掲げる書面を提出するものとする。 ［注］第４条の２は（A）又は（B）を使用し、使用しない場合は削除する。	（新設）

第２８条（下請負人の請求による工期の延長）　下請負人は、建設業法第二十条の二第二項に規定する主要な資材の供給の著しい減少その他の工期に影響を及ぼす事象の発生、天候の不良などその責めに帰することができない理由その他正当な理由により、工期内に工事を完成することができないときは、元請負人に対して、遅滞なくその理由を明らかにした書面をもって工期の延長を求めることができる。この場合における延長日数は、元請負人と下請負人とが協議して定める。	第２８条（下請負人の請求による工期の延長）　下請負人は、天候の不良などその責めに帰することができない理由その他正当な理由により、工期内に工事を完成することができないときは、元請負人に対して、遅滞なくその理由を明らかにした書面をもって工期の延長を求めることができる。この場合における延長日数は、元請負人と下請負人とが協議して定める。
２　（略）	２　（略）
第３１条（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）　１～２　（略） ３　前二項の場合のほか、建設業法第二十条の二第二項に規定する資材の価格の高騰その他の請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生したときは、元請負人又は下請負人は、相手方に対し、第一項の協議を求めることができる。 ４　前三項の規定に基づき請負代金額を変更するときは、適切な価格転嫁による適正な請負代金の設定がなされるよう、この工事に係る価格等の変動の内容その他の事情等を考慮するものとする。 ５　第二項又は第三項の協議の申出を受けた者は、当該申出が根拠を欠く場合その他正当な理由がある場合を除き、誠実に当該協議に応ずるよう努めるものとする。	第３１条（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）　１～２　（略） ３　協議に当たっては、工事に係る価格等の変動の内容その他の事情等を考慮する。
（新設）	（新設）
（新設）	（新設）
第４７条（元請負人の催告によらない解除権）　一～七　（略） 八　下請負人が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（同法第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。 九　第４９条（下請負人の催告による解除権）又は第５０条（下請負人の催告によらない解除権）の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。 十　下請負人（下請負人が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。 イ　役員等（下請負人が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、下請負人が法人である場合にはその役員、その支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。 ロ　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。 ハ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。 ニ　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。 ホ　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。 ヘ　下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。 ト　下請負人が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、元請負人が下請負人に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。	第４７条（元請負人の催告によらない解除権）　一～七　（略） 八　第４９条（下請負人の催告による解除権）又は第５０条（下請負人の催告によらない解除権）の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。 九　下請負人が以下のいずれかに該当するとき。 イ　役員等（下請負人が個人である場合にはその者を、下請負人が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から５年を経過しないもの（以下「暴力団員等」という。）であると認められるとき。 ロ　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。 ハ　役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
第４８条（元請負人の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）　第４６条各号又は前条各号に定める場合が元請負人の責めに帰すべき事由によるものであるときは、元請負人は、前２条の規定による契約の解除をすることができない。	第４８条（元請負人の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）　第４６条各号又は前条第１号から第８号までに定める場合が元請負人の責めに帰すべき事由によるものであるときは、元請負人は、前２条の規定による契約の解除をすることができない。
	（2026.1）

元請負人と下請負人とは、新旧対照表記載の内容をこの契約の内容とすることに合意する。

令和　　年　　月　　日

元請負人　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

下請負人　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印